令和８年　第２回松田町議会定例会　会議録　（第３日目）

令和８年６月５日　午後２時３０分　開議

１．出席議員　１２人

１　番	北　村　和　士	２　番	武　尾　哲　治	３　番	吉　田　　功
４　番	中津川　定　雄	５　番	秋田谷　光　彦	６　番	古　谷　星工人
７　番	平　野　由里子	８　番	田　代　　実	９　番	井　上　栄　一
１０番	南　雲　まさ子	１１番	飯　田　　一	１２番	寺　嶋　　正

２．欠席議員　　なし

３．説明のための出席者　１５人

町　　長	本　山　博　幸	副　町　長	田　代　浩　一
教　育　長	野　崎　　智	会計管理者 兼出納室長 兼税務課長	中津川　文　子
政策推進課長 兼定住少子化担当室長	鍵和田　龍　太	総　務　課　長	山　岸　裕　子
安全防災担当室長	鍵和田　　栄	町　民　課　長 兼寄出張所長	堀　谷　恵　子
福　祉　課　長	宮　根　正　行	子育て健康課長	髙　橋　英　子
参事兼観光経済課長	遠　藤　洋　一	まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳　澤　一　郎
環境上下水道課長	渋　谷　昌　宏	教　育　課　長	椎　野　晃　一
生涯学習推進課長	遠　藤　雅　典	――――	――――

４．出席した議会事務局書記　２人

事　務　局　長	渋　谷　好　人	書　　記	石　井　友　子

５．議事日程

日程第　１　　請願第１号　松田町オンデマンドバス事業に関する事実関係の調査及び町民への説明責任の履行を求める請願（議会運営委員会報告）

日程第　２　　請願第２号　松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書（議会運営委員会報告）

日程第　３　　議案第30号　松田町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第　４　　議案第31号　松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例

日程第　５　　議案第32号　物品購入契約の締結について（令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達）

日程第　６　　議案第33号　令和８年度松田町一般会計補正予算（第１号）

日程第　７　　同意第１号　農業委員会委員の任命について

日程第　８　　同意第２号　農業委員会委員の任命について

日程第　９　　同意第３号　農業委員会委員の任命について

日程第 10　　同意第４号　農業委員会委員の任命について

日程第 11　　同意第５号　農業委員会委員の任命について

日程第 12　　同意第６号　農業委員会委員の任命について

日程第 13　　同意第７号　農業委員会委員の任命について

日程第 14　　同意第８号　農業委員会委員の任命について

追加日程第　１　　発議第１号　特別市の法制化反対を求める意見書の提出について

日程第 15　　報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

日程第 16　　報告第２号　令和７年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 17　　報告第３号　令和７年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 18　　報告第４号　令和７年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 19　　報告第５号　令和７年度松田町寄簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 20　各種委員会委員等の諸般報告

日程第 21　委員会の閉会中の継続審査申出書

６．議会の状況

議　　長　松田町議会定例会本会議第３日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき御苦労さまです。

なお、朝日新聞社様より写真撮影の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。　（14時30分）

本日の議事日程は、お手元にお示しのとおりです。

議　　長　日程第１「請願第１号松田町オンデマンドバス事業に関する事実関係の調査及び町民への説明責任の履行を求める請願（議会運営委員会報告）」を議題といたします。

本案については、議会運営委員会の審査報告を求めます。委員長　平野由里子君。

議会運営委員長　令和８年６月４日松田町議会議長、南雲まさ子殿、議会運営委員会委員長、平野由里子。

議会運営委員会報告書。

本委員会は、令和８年６月３日及び４日に委員６名全員出席のもと、役場４階大会議室において委員会を開催し、令和８年第２回議会定例会において付託された「請願第１号松田町オンデマンドバス事業に関する事実関係の調査及び町民への説明責任の履行を求める請願」を審査しましたので、次のとおり報告いたします。

記。

１、審査の結果、採決の結果、賛成全員で採択すべきものと決定いたしました。

２、審査の内容、参考人として請願者の説明を聞いた後、政策推進課及び総務課の課長及び担当職員出席のもと、「松田町オンデマンドバス事業に関する事実関係の調査及び町民への説明責任の履行を求める請願について」質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、採択すべきものと判断しました。なお、必要に応じて地方自治法第100条に基づく調査権の行使を含めた実効性のある調査体制を整備することを要望します。

議　　長　　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対からですけれど、では、反対がございませんようでしたら、どうぞ。

３　番　吉　　田　　私は、議会運営委員会、請願第１号松田町オンデマンドバス事業に関する事実関係の調査及び町民への説明責任の履行を求める請願の審査報告について賛成の立場で討論に参加します。

2023年10月から実証運行を行ってきたＡＩオンデマンド交通は、本年３月31日をもって、実証運行を終了しました。この事業は、松田町地域公共交通会議、自治会長連絡協議会、各地域の説明会等で、当初から事業の成立について心配されておりました。

町は、8,000万円を超える委託金及び補助金を出しながら、委託先の一般社団法人足柄オンデマンドは、運行委託業者に未払いという状況を生じました。この事業は、町のホームページによれば、１年目の収支率が3.3%、２年目が7.6%、３年目が9.46%ということですが、１年目から監督指導が適切になされれば、このようなことにはならないと考えております。ほかの事業も同様に委託されているものもありますので、今回の事業について調査検証するべきと考え、委員会報告について、賛成討論とさせていただきます。

議　　長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり ）

ないようですので、討論を打ち切って、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。

請願第１号松田町オンデマンドバス事業に関する事実関係の調査及び町民への説明責任の履行を求める請願に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり採択されました。

日程第２「請願第２号松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書の議会運営委員会報告」を議題といたします。

本案については議会運営委員会の審査報告を求めます。委員長　平野由里子君。

議会運営委員長　令和８年６月４日松田町議会議長南雲まさ子殿、議会運営委員会委員長、平野由里子、議会運営委員会報告書。

本委員会は、令和８年６月３日及び４日に委員６名全員出席のもと、役場４階大会議室において委員会を開催し、令和８年第２回議会定例会において付託された請願第２号松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書を審査しましたので、次のとおり報告します。

記、

１、審査の結果、採決の結果、賛成全員で採択すべきものと決定しました。

２、審査の内容、参考人として請願者の説明を聞いた後、政策推進課及び総務課の課長及び担当職員出席のもと、松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書について質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、採択すべきものと判断しました。

なお、必要に応じて地方自治法第100条に基づく調査権の行使を含め実効性のある調査体制を整備することを要望します。

議　　長　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。反対討論はない。

9　番　井　　上　それでは、賛成討論をさせていただきます。私は本請願の紹介議員として、また、委員会報告に賛成の立場から討論を行います。

今回の請願は、オンデマンド交通事業における未払い問題や事業収支の悪化などについて事実関係を整理し、議会として、町民への説明責任を果たすため、調査特別委員会の設置を求めるものです。

本事業は、地域公共交通の維持確保を目的として実施され、公費も投入されてきた事業であります。特に交通手段の確保が重要な地域において、多くの町民の期待を受けて進められてきた経緯があります。

しかしながら、現在、運行協力事業者への未払い問題や、事業収支の状況、関係機関の役割分担、事業運営に至る意思決定の過程などについて、町民の間に様々な疑問や不安の声が生じています。

本請願は、特定の個人や団体の責任を断定したり、追及したりすることを目的とするものではありません。むしろ何が起きたのか。どのような経緯で事業が進められたのか、そして今後同様の事業を進める上で、どのような課題があったのかを客観的に整理し、将来に生かしていくことを目的とするものであります。

委員会においても慎重な審査が行われ、その結果、全会一致で採択すべきものとの結論に至りました。また、委員会報告においては、必要に応じて地方自治法第100条に基づく調査権の行使も含め、実効性のある調査体制を整備することが要望されています。これは最初から強い権限行使を目的とするものでなく、議会として必要な事実確認を適切に行うための手段を確保しておくべきであるという趣旨であります。

本件は、単なる１事業の問題にとどまりません。行政と民間が連携して行う事業の在り方、公金支出の透明性、そして、地域公共交通の将来にも関わる重要な課題であります。だからこそ、議会としての事実関係を整理し、町民への説明責任を果たし、今後の行政運営に生かしていく必要があります。調査する

こと自体に反対する理由はなく、むしろ議会としての責務であり、議会が調査を行うことは、誰かを非難するためではなく、町民の信頼に応えるためであります。議員各位におかれましては、ぜひ委員会報告に賛同いただき、本請願を採択されますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。よろしくお願いします。

議　　長　ほかにございませんか。

１　番　北　　村　よろしくお願いします。本請願に賛成の立場から討論いたします。私は、本請願の採択がただ誰かを責めたり、対立を深めたりするためのものではなく、住民の皆様の声を受け止め、町政への理解と信頼を深めるためのものであると考えております。

住民の皆様の中に疑問や不安の声があるのであれば、それに真摯に向き合うことも議会の役割でございます。そして、その過程を通じて、お互いの立場を尊重しながら理解を深め、よりよい松田町を目指していくことが大切だと考えます。

本請願の採択は、対立ではなく対話につながり、オール松田でまちづくりを進めていくための一歩となることを期待し、賛成討論といたします。

議　　長　ほかにございますか。

７　番　平　　野　私は最初に議会運営委員会の委員長でしたので、委員会の中で賛否を表明することはできませんでしたので、改めてここで表明をいたしたいと思います。

私もこちらのこの２号だけでなく、１号も含め請願に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

まず最初に、百条調査権というものは、その調査の間に偽証があれば刑罰を伴うなど、非常に強い力があり、その使い方によっては調査をする側にも、される側にも心理的、社会的な痛みを伴う諸刃の剣である。そしてその行使の前提としては、不正があると強く疑われる。場合によっては犯罪性があるような、そんな場合に使うに至る議会にとっては、いわば伝家の宝刀であると思っております。

このような認識があるので、こちらの２件の請願を見たときの第一印象はよ

くないものだったと正直申し上げます。そしてまた、紹介議員に関しては、請願者が問題としている事業が進行していた時期に監査であったことから、どうしてそのような紹介議員を引き受けたのかと、違和感を感じ得ませんでした。

しかし改めて請願内容を読み返してみると、請願者が知りたいことは、むしろ町の内部のことが大半であって、その関わりの中で、外部の団体のことも言及されているというふうに理解しました。

そして、二人の請願者のお話を聞いてみたところ、地域の足について常に悩みを持ち、この事業が始まったときには大きな期待をし、また、身近な方がこのシステムを便利に使っているということも見聞きしており、そしてそれだからこそ、このような結末を迎えたことに失望し、なぜこんなことにという気持ちになったのだと。そして経過の詳細を知りたくなった。そして請願に至ったということが、私は理解しました。それは過ぎた事業をただ掘り返してほしいと言っているだけではなく、今後の地域交通を何とかよくするために、しっかりと検証してほしいというお気持ちなのだと理解しました。それは取りも直さず、議会が毎年行っている未来のために過ぎた年度を振り返って、決算審査に臨む気持ちと何ら変わるところはなく、この複数年度にわたる事業について詳細に検証することは、むしろ我々議会にとって必要な仕事であると考えるに至りました。これは私の変化だけではなく、恐らく委員の皆さん全員がそう感じるようになっていたのではないかと思います。

委員長として進行を司っていて、途中から最終的な決を取るまでもなく、皆さんが調査に対し、大変前向きな発言になっていったことを感じました。

しかし、百条調査権は、先ほど申し上げたとおり、非常に強い力であり、その行使には、様々な手を尽くして最終的に判断すべきものというふうに我々議員が持っている必携にも書かれておりますので、まず、常任委員会が正式に保持する事務調査権を使って調査を始めていただく。そして、その調査結果に不足があれば、慎重な判断の上、百条調査特別委員会を設置し、そして調査を深めていただきたいと思い、この請願に賛成いたします。

議　　長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり ）

ないようですので、討論を打ち切って、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

討論を打ち切り採決を行います。

請願第２号松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり採択されました。

それでは、所管の総務文教常任委員会は、この件の調査をお願いいたします。

日程第３「議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和８年６月２日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の一部改正により、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始等に対応するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町民課長　議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の一部改正により、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始等に対応するため、所要の改正をするものでございます。

今回の条例改正は、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カード、マイナンバーカードのことでございますが、これが一体化された特定在留カード、特定特別永住者証明書の運用が開始されることから、コンビニ交付におけ

る印鑑登録証明書の交付申請の方法の追加を行うものが主な内容でございます。

議案を２枚おめくりいただき、参考資料１、新旧対照表にて詳細を説明させていただきます。右側が現行、左側が改正案でございます。

第５条第１項第３号は、印鑑の登録に登録する氏名の説明内容を定めたものでございますが、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、非漢字圏の外国人住民の中に、漢字圏の外国人住民のうち、本国における公的な身分証明書において、氏名に漢字が使用されない者を含む定義が取り込まれたため、改めるものでございます。

右側、現行の下段、外国人住民のうち、「非漢字圏の外国人住民」を左側改正案では、「（漢字圏）の外国人住民のうち、本国における公的な身分証明書において、（氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加えます。これは、印鑑登録証明事務処理要領上の非漢字圏として、中国、台湾、韓国、朝鮮以外の国と定義されているため、逆説的に漢字圏をこれらの４か国と定義することができますが、このうち韓国、朝鮮の方については、本国の公的な身分証明書に漢字表記を用いられないため、印鑑登録事務処理上、非漢字圏と同様の扱いとしているところでございます。この定義が、今般改めて印鑑登録事務処理要領にも取り込まれ、改正されたため改めるものでございますが、従前からの外国人住民の印鑑登録における取扱い上の実質的な変更はございません。

13条第２項は、コンビニ交付における印鑑登録証明書の交付申請について。右側、改正案のとおり、特定在留カードもしくは特定特別永住者証明書を加えるものでございます。

日本に中長期間在留する外国人には在留カード、特別永住者には、特別永住者証明書が交付されており、これらの外国人がマイナンバーカードの交付申請をした場合は、日本人と同じようにマイナンバーカードが交付されますが、法改正により、在留カードや特別永住者証明書とマイナンバーカードが一体化できることになり、一体化したものが、特定在留カード及び特定特別永住者証明

書でございます。

コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から印鑑登録証明書等の交付申請をする場合、利用者証明用電子証明書の記録されたマイナンバーカードを使用して取得することができますが、これに特定在留カードと特定特別永住者証明書を加えるものでございます。次のページをお願いします。

こちらの下線部は、電気通信事業法の一部改正により、移動端末設備、スマートフォンのことでございますが、移動端末設備の定義の号が繰り下げられることになり、号ずれに対応するため、改めるものでございます。

恐れ入ります、議案２枚目の改正文にお戻りいただきまして、一番下の附則でございます。この条例は、公布の日から施行することを定めるものでございます。

なお、一番最後のページに添付させていただいております。参考資料２につきましては、本日の議会全員協議会で説明させていただきました資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。

議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４「議案第31号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第31号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和８年６月２日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由、令和７年９月１日施行の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、新たに緊急銃猟制度が設けられたことに伴い、緊急銃猟に従事した者に対して手当を支給するため、緊急銃猟対応手当を新設し、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長　それでは議案第31号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の背景、目的といたしましては、通年の有害鳥獣駆除活動や錯誤捕獲後のツキノワグマ放獣対応に関わる鳥獣被害対策実施隊は、常に危険と隣り合わせであることから、鳥獣被害対策実施隊員の処遇を改善し、隊員の確保や継続的な有害獣駆除活動の実施、さらに現在の職務内容等を鑑み、隊員の補償や身分を明確化するため、令和７年第１回松田町議会定例会で条例の制定をお認めいただき、令和７年４月１日から施行しております。その後、令和７年９月１日施行の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、新たに緊急銃猟制度が設けられたことに伴い、緊急銃猟に従事した者に対しまして、手当を支給するため、緊急銃猟対応手当を新設し、所要の改正をしたいので、今回提案をするものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。議案をおめくりいただきまして、横面の参考資料１であります。新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案です。

まず、第７条第３項の現行、「緊急的に出動する」を、「危険が生じる出動に」改め、出動手当に、別表第２に定める危険手当を加えて支給する。の次に、また、緊急銃猟対応により出動した場合は、同表に定める緊急銃猟対応手当を支給する。を加えたものでございます。

次に別表第２第７条関係に定める手当、緊急銃猟対応手当を加えまして、出動１回一人につき２万円、この場合において、出動２時間を超えるときは、１時間（１時間に満たない端数があるときは、これを１時間とする）につき、4,000円を加算するを加えるものでございます。

お手数ですが議案の２枚目のページにお戻りください。

附則でございます。施行期日です。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第７条第３項及び別表第２の規定は、令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。議案第31号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５「議案第32号物品購入契約の締結について（令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第32号物品購入契約の締結について（令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達）について、次のとおり、契約を締結するものとする。

１、契約の目的、令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達。

２、契約の方法、随意契約による契約。

３、契約の金額、一金、1,966万3,116円也。

４、契約の相手方、神奈川県横浜市中区伊勢佐木町１－４－１、株式会社有隣堂代表取締役社長、松信健太郎。

令和８年６月２日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教育課長　それでは、議案第32号物品購入契約の締結について御説明させていただきます。１枚おめくりいただき、参考資料１を御覧ください。物品購入契約書の写しでございます。

今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、予定価格700万円を超える物品購入契約のため、提案させていただくものでございます。

また、本事業は、GIGAスクール構想のもと、国が推奨する県域での枠組みである神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会に加盟し、共同調達にて執行しております。

令和８年３月に入札が行われ、機器の単価及び事業者が決定しました。その後、事前の取決めに従い、神奈川県協議会との諸手続を経た後、今回御提案させていただくものでございます。なお、提案書類については、町情報公開条例に基づき、参考資料１の物品購入契約書の受注者の印影、次ページの参考資料

２、神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会事務局である、神奈川県教育委員会教育局の担当者名及び参考資料３の神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会会長の印影を墨塗りにしております。

それでは、物品購入契約書について説明させていただきます。

（総則）第１条、品名、数量、金額等は次のとおりとする。

１、品目、令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達。

２、数量、別紙仕様書のとおり。

３、契約金額、1,966万3,116円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、178万7,556円です。

４、契約保証金は、松田町契約規則第40条第２号の規定に基づき免除、納期限は、令和８年８月25日まで。

６、納入場所は、発注者が指定した場所でございます。

（検収）第２条、受注者は、前条の規定により発注者が指定した場所に物品を納入した場合は、全て仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けるものとする。

（補正または交換）第３条、発注者は、前条により、検収の結果、契約内容の全部または一部が契約に違反し、または不当であると認めたときは、受注者に対して補正または交換を請求することができる。

（納期の延長等）第４条、受注者は、天変地異、その他やむを得ない理由により契約年内に物品を納入することができない場合は、発注者に対して納期の延長を願い出ることができる。

２、前項以外の理由により、納入の見込みがないと認めたときは、発注者は契約を解除することができる。

（保証）第５条、受注者は、契約物品が所定の性能を有すること及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納入後といえども、１年間は無償修理の責任を負うことを保証する。

（代金の支払い）第６条、代金の支払いは第２条の規定により、受注者の納品が完了し、検収に合格した後、受注者の提出する請求書を発注者が受理した

日から30日以内に松田町指定金融機関松田町役場派出所において支払うものとする。

（本契約としての成立）第７条、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第１項第８号の規定により、松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て、本契約となった場合、別に契約書を作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

（補則）第８条、この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難い場合は、発注者、受注者協議の上定めるものとする。本契約書の証として、本書２通を作成し、当事者記名、押印の上、各自一通を保有する。

令和８年５月22日、発注者、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、松田町長　本山博幸、受注者、横浜市中区伊勢佐木町１－４－１株式会社有隣堂代表取締役社長、松信健太郎。

恐れ入りますが、１枚おめくりください。参考資料２、令和８年３月19日付神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会会長名で本庁宛てに発出された、神奈川県域市町村配備コンピュータ等機器の共同調達に関わる調達結果通知でございます。

中段、調達案件名は、令和８年度分、神奈川県学習者用コンピュータ等（iPadOS）の共同調達業務。

落札者、決定通知日は、令和８年３月19日、開札結果、落札でございます。落札事業者名、株式会社有隣堂、落札金額は、端末１台当たりの税込見込額は５万4,318円、松田町納品予定の362台の総額は、1,966万3,116円となります。

町契約規則第34条第２項第４号により見積徴集を省略し、執行予定額を契約額としたものでございます。１枚おめくりください。

神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会と、令和７年12月25日に結んだ覚書となります。

第１条で、松田町に代わって協議会が共同調達を行うこと。

第２条で、調達結果を町に通知すること。これに基づいて受け取ったもの

が、先ほど御覧いただいた参考資料２でございます。

第３条で、神奈川県が行った調達行為の後、町と協定を結ぶこと。

第４条で、甲の調達行為により選定された事業者と個別契約をすることがうたわれております。これにより地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、競争入札に適しないことから、随意契約としたものでございます。

次ページ、参考資料３は、今回契約予定である物品の調達仕様書でございます。

２枚おめくりいただき、横版になります。別紙１を御覧ください。各学校ごとに情報端末の納品予定数が記載されております。今回362台の調達でございます。それ以降の資料につきましては、情報端末等の仕様明細書でございます。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第32号物品購入契約の締結について令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第６「議案第33号令和８年度松田町一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第33号令和８年度松田町一般会計補正予算（第１号）。

令和８年度松田町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,459万3,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第２条、地方債の追加及び変更は、第２表、地方債補正による。

令和８年６月２日提出、松田町長　本山博幸。よろしくお願いいたします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長　それでは、令和８年度松田町一般会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ459万3,000円を追加補正するものでございます。

それでは６ページの第２表、地方債の追加及び変更を御覧ください。

デジタル活用推進事業につきましては、予算査定業務自動化高度化システム導入事業に伴う補正で、限度額360万円を追加するものでございます。

体育施設等整備事業につきましては、松田中学校ナイター改修工事の財源が内示額減となりましたことから、財源補正を行い、地方債の限度額を360万円増額し、補正後の限度額を1,720万円とするものでございます。

それでは12ページ、13ページの歳入について御説明申し上げます。

款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金、節企画費国庫補助金、

説明欄、地域未来交付金につきましては、地方創生事業スポーツツーリズム推進事業の実施計画の変更に伴いまして50万円増額補正するものでございます。

款県支出金、項県補助金、目消防費補助金、節消防費補助金、説明欄、市町村地域防災力強化事業費補助金につきましては、防災備蓄品購入に伴いまして、22万5,000円増額補正するものでございます。

款諸収入、項雑入、目雑入、節雑入、説明欄、消防団員退職報償金基金収入につきましては、歳出で御説明いたしますが、消防団員２名分の退職報償金と同額の基金からの歳入66万8,000円となります。

次に説明欄、スポーツ振興くじ助成金につきましては、内示額が400万円減額となりましたことから補正するものでございます。

款町債、項町債、目総務債、節デジタル活用推進事業債、説明欄、予算査定業務自動化高度化システム導入事業につきましては、AIを活用した予算査定の支援システム導入に伴う地方債360万円となります。同じく目教育債、節体育施設等整備事業債、説明欄、松田中学校ナイター照明改修事業につきましては、先ほど御説明させていただきましたスポーツ振興くじ助成金の内示額減に伴いまして財源補正を行い、地方債を360万円増額するものでございます。

次に歳出となります。ページは14ページから17ページとなります。

款総務費、項総務管理費、目一般管理費、説明欄、一般管理事務に要する経費では、民生費でも説明させていただきますが、役場で直接雇用予定だった方を社会福祉協議会で雇用する方針に変更となったため、一般事務補助員１名分の報酬140万4,000円を減額するものでございます。

款総務費、項総務管理費、目電算管理費、説明欄、電算管理に要する経費では、予算査定業務にAIを導入することで、予算査定の効率化、高度化を図るため、予算査定業務自動化高度化システム導入委託料400万円を計上するものでございます。

款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費、説明欄、社会福祉業務に要する経費では、事務局長の人件費分として、町社会福祉協議会補助金に240万4,000円を増額補正するものでございます。

款衛生費、項清掃費、目塵芥処理費、説明欄、ごみ収集処分事務に要する経費では、物価高騰対策としてごみ袋を全戸配布するための費用221万3,000円を計上するものでございます。

款商工費、項商工費、目商工振興費、説明欄、商工振興助成に要する経費では、飲食店支援用物品を作成、配布するための費用66万円を計上するものでございます。

款商工費、項観光費、目観光振興費、説明欄、地方創生推進に要する経費では、実施計画の変更に伴い、地場産品を活用した食、お土産品の開発発信事業としまして、地場産品活用委託料100万円を計上するものでございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

款消防費、項消防費、目非常備消防費、説明欄、非常備消防に要する経費では、消防団員２名の退職報償金として歳入同額の66万8,000円を計上するものでございます。

款消防費、項消防費、目災害対策費、説明欄、防災資機材等整備事業では、防災用の備蓄品としましてブルーシート300枚分の購入費45万1,000円を増額補正するものでございます。予備費につきましては、439万9,000円の減額となり、補正後は3,060万1,000円となります。

続きまして、18ページから21ページまでとなります。こちら給与費明細書となりますが、今回の補正に伴う会計年度任用職員１名分の報酬の減額によるものとなります。

22ページでは、地方債の調書を添付してございます。

以上、一般会計補正予算（第１号）につきまして御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

７　番　平　野　需用費の中のごみ袋全戸配布ということでしたけれども、どのように、またいつくらいにというのが分かりましたら、お知らせください。

環境上下水道課長　それでは御説明いたします。ごみ袋の配布につきましては、全戸配布を予定しておりまして、配布方法については、今検討中なのですが、職員による方法

や引換券による方法、今そこら辺を詰めている段階でございます。

また、時期につきましては、夏、秋までを目安に、９月ぐらいまでを目安に配布を予定しております。

以上です。

７　番　平　　野　全戸配布ということですが、非常に皆さん焦っている段階だと思いますので、できるだけ早くということでお願いいたします。

議　　長　ほかにございますか。

１　番　北　　村　飲食店支援用物品というのは、どのようなものを検討されているか、お願いいたします。

もう一つ、地場産品活用事業についても具体的にどのようなことを検討されているかよろしくお願いいたします。

参事兼観光経済課長　物価高騰対策の消耗品につきましては、飲食店の支援と地域の経済の活性化、また衛生面の強化という観点から、町内の飲食店に紙おしぼりを配布する施策を進める予定でございます。飲食店とイベント等で配布する予定でございます。

２点目の地場産品活用事業委託料につきましては、管理センターやどりきテラス～清流の里～がリニューアルオープンしましたので、その施設に合わせた特産品の開発、また発信のための経費を予定しております。

以上です。

議　　長　ほかにございますか。

９　番　井　　上　総務費の電算管理費の中でAI導入による予算査定業務高度化システムの委託料という説明のほうは分かりましたが、これの財源内訳として、地方債が360万円入っております。これは400万円ぐらいのもので、町債を導入するということで、例えば町債の償還金等が、地方交付税等の歳入に関わってくるのか。なぜこのぐらいの400万円ぐらいの金額で、地方債を財源とされたのか、それについての説明をお願いいたします。

政策推進課長　お答えいたします。おっしゃるとおり、今回活用させていただく事業債につきましては、充当率が90％、交付税措置率50％ということで有利な起債が発行

可能となっておりますので、活用させていただくものでございます。

以上です。

９　番　井　　上　　終わります。

議　　長　　ほかにございますか。

４　番　中津川　　消防費の需用費の中で、災害対策に要する経費、先ほどブルーシート、45万1,000円はどのように活用されるのか。その辺ちょっと確認させてください。

安全防災担当室長　　消防費の災害対策費のブルーシートの活用方法ですが、以前、千葉県でもあったように、住宅で強風等の被害があった際に、そういった際に、応急対策用としてブルーシートを活用する。そういった方法を検討しております。

以上でございます。

４　番　中津川　　数量について、どのように各自主防災会で備蓄するとか、その辺のところ。

安全防災担当室長　　ブルーシートの数ですが、200枚を想定をしております。ブルーシートにつきましては、各水防倉庫、第１水防倉庫、第２水防倉庫に備蓄をする予定となっております。

以上でございます。

４　番　中津川　　以前孤立対策のときにもちょっとお話ししたのですけれども、いざというときには、水防倉庫まで備蓄品を取りにいくのは大変だと思うので、ある程度、自主防災会の防災倉庫の中に備蓄するような方法も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

安全防災担当室長　　そうしましたら、各自主防災会の会長さんとその辺の打合せをしまして、何枚収めるかとか、そういったことを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

４　番　中津川　　終わります。

議　　長　　ほかにございますか。

２　番　武　　尾　　先ほどの飲食店支援が、おしぼりですね。なぜおしぼりなのか、もし分かりましたら。

参事兼観光経済課長　　物価高騰対策としまして、先ほどと繰り返しになりますが、飲食店の支援と、また、イベント等での配布ということで、飲食店のために地域の地域経済

の活性化と、また衛生面を強化したいということから、紙おしぼりを配布するということで予算を計上をいたしました。

なぜというと、衛生面の強化と飲食店の支援をしたい。地域の経済を活性化したいということで予定をさせていただきました。

町　　長　昨今言われている、ナフサ対策ですよね。ナフサで意外とビニール商品、ビニール製品が基本的には少なくなっているということもあって、ごみ袋もそうですけども、ブルーシートもそう。早めに早めに確保しておかないと、何かあったときに困るので、そういうふうな対策を基本的にはさせてもらっているということでございます。

そのような中、飲食店の方々のところ見ていると、コロナ対策のときは、あのところにちゃんと松田町のPRも兼ねたようなものを配らせてもらって、結構その後、使い勝手がよかったとかいう話も伺っておりましたので、これからプレミアム商品券の関係で動きながら、商工もよくなるのでしょうけども、やはり松田町のPRもしなきゃいけないしというようなこともあって、そういった企画をちょっと考えて、御提案させてもらっていると御理解いただければと思います。

以上です。

議　　長　ほかにございますか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第33号令和８年度松田町一般会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

３時40分より大会議室において議会全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は御参集くださるようお願いいたします。　　（15時28分）

議　　長　休憩を解いて再開いたします。　　（15時45分）

休憩中に古谷星工人君他10名から発議第１号特別市の法制化反対を求める意見書の提出についてが提出されました。地方自治法第112条第２項に規定する賛成者を得られております。

お諮りします。提出されました発議第１号を日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、追加日程第１「発議第１号特別市の法制化反対を求める意見書の提出について」を議題とすることに決定いたしました。

お手元の議事日程の日程第14の次に、追加日程第１として追加をお願いいたします。

事務局は、発議第１号を配付してください。

日程第７、同意第１号から日程第14、同意第８号までは、農業委員会委員の任命ですので、一括議題個別審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、日程第７、同意第１号から日程第14、同意第８号までの農業委員会委員の任命については、一括議題個別審査とすることに決定いたしました。

日程第７、同意第１号から日程第14「同意第８号農業委員会委員の任命につ

いて」を議題といたします。

町長に申し上げます。一括議題といたしましたので、同意第１号は全部読み上げていただき、同意第２号から同意第８号までは、同意番号と件名、住所、氏名、生年月日を続けて読み上げてください。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　同意第１号農業委員会委員の任命について。

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田惣領129番地、氏名、竹内恵、生年月日、昭和30年10月13日。

令和８年６月５日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由、令和８年７月19日をもって、委員の任期が満了するため提案するものでございます。

続きまして、同意第２号農業委員会委員の任命について。

記、住所、松田町寄1729番地、氏名、佐藤浩一、生年月日、昭和43年12月22日。

続きまして、同意第３号農業委員会委員の任命について。

記、住所、松田町松田惣領2355番地、氏名、鍵和田功、生年月日、昭和22年８月31日。

同意第４号農業委員会委員の任命について。

記、住所、松田町松田庶子84番地、氏名、澁谷素司、生年月日、昭和33年12月16日。

同意第５号農業委員会委員の任命について。

記、住所、松田町松田庶子457番地、氏名、吉田増男、生年月日、昭和23年10月１日。

同意第６号農業委員会委員の任命について。

記、住所、松田町寄6362番地、氏名、曽我威雄、生年月日、昭和29年３月22日。

同意第７号農業委員会委員の任命について。

記、住所、松田町寄3212番地、氏名、大舘義彦、生年月日、昭和39年10月20日。

同意第８号農業委員会委員の任命について。

記、住所、松田町寄613番地、氏名、安藤孝男、生年月日、昭和30年４月20日。

以上です。よろしくお願いします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。同意第１号から同意第８号までは、質疑、討論を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

それでは、質疑、討論を省略し、同案件ごとに採決を行います。

同意第１号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に同意第２号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意第３号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意第４号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意第５号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意第６号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

同意第７号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意第８号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

追加日程第１「発議第１号特別市の法制化反対を求める意見書の提出について」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

６　番　古　　谷　　発議第１号令和８年６月５日、松田町議会議長、南雲まさ子殿

提出者　松田町議会議員　古谷星工人

賛成者　松田町議会議員　北村和士

松田町議会議員　武尾哲治

松田町議会議員　吉田功

松田町議会議員　中津川定雄

松田町議会議員　秋田谷光彦

松田町議会議員　平野由里子

松田町議会議員　田代実

松田町議会議員　井上栄一

松田町議会議員　飯田一

松田町議会議員　寺嶋正

特別市の法制化反対を求める意見書の提出について。

上記の議案を、松田町議会会議規則第13条の規定により提出します。１枚おめくりください。

発議第１号、特別市の法制化反対を求める意見書を別紙のように提出する。

令和８年６月５日提出。

提案理由、「特別市制度」の創設を求める動きが加速している。そのような中、県内全ての自治体が、連携と協力をもとに、地域課題を解決し、住民サービスの向上を図るために機能している現在の仕組みは、神奈川県の強みである。「特別市制度」の導入は、この広域行政の基盤を揺るがし、看過できない弊害をもたらす懸念があるため、提案するものであります。

次を開いてください。別紙になります。

別紙、特別市の法制化反対を求める意見書。

現在、我が国は急速に人口減少が進み、これに起因する様々な課題が山積している。特に町村をはじめとした小規模自治体は、人材などの資源不足は深刻であり、将来にわたって持続可能な行政運営を継続できるかどうか、まさに危機的な状況に置かれている。こうした状況を乗り越えるためには、市町村と県が垣根を越えて連携し、行政課題の解決に向けて取り組む必要がある。

そうした中、現在、国の第34次地方制度調査会では、いわゆる特別市制度について議論されている。この特別市制度は、指定都市が都道府県の区域外となって新たな地方自治体となるもので、仮に、全国の指定都市が特別市になれば、これまで長い歴史の中で積み上げてきた道府県としての一体性が失われ、全国各地で地域が分断されることになる。

また、指定都市区域内の道府県の権限や税財源の全てが特別市に移譲されるため、道府県の広域調整機能や財政面に影響が生じる。そうなれば、インフラ整備や補助金など、都道府県からの補完・支援は減少し、町村部に対して非常に大きな影響を及ぼすことは明らかである。

我が国の高度成長期には全国各地で、大都市の成長を支えるため、周辺の市町村は労働力や良質な水など、様々な資源を供給し、大都市の発展に寄与してきた。これは神奈川県内も同じである。

こうした歴史を無視し、特別市制度を導入して権限や財源を独占することとなれば、特別市には人口や資源が集中する一方、それ以外の地域でさらなる人口減少や経済活動の衰退が進むため、地域間の格差が拡大することは明らかで

ある。特別市制度は、いわゆる東京一極集中で顕在化している問題を全国に拡散させることにすぎない。

将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するため、大都市制度の見直しを含め、我が国の統治機構を議論すること自体を否定するものではない。しかし、特別市制度は、国との間に広域自治体を置かない一層制の自治体となって地域を分断し、同じ地方同士の税源を奪って権限と財源を独占するなど、極めて大きな課題や懸念があると言わざるを得ない。

したがって、松田町議会としては、特別市制度に強く反対するものであり、神奈川県に対し、特別市を法制化しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月５日、神奈川県知事　黒岩祐治殿。

松田町議会。

議　　長　それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

討論を省略し採決を行います。

発議第１号特別市の法制化反対を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「報告第１号専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を議

題といたします。本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

総　務　課　長　　報告第１号専決処分の報告について、御説明させていただきます。

２ページ目に、専決処分書、３ページ目に、４月24日の議会全員協議会で御説明申し上げた資料を添付しております。２ページ目の専決処分書を御覧ください。

本件につきましては、町長の専決処分事項に関する条例第１条第３号の規定により、町の義務に属する損害賠償の額について、100万円以下のものは専決処分するものとして、町長の専決処分事項に指定されておりますので、令和８年４月30日に専決処分をさせていただきましたことを御報告申し上げるものでございます。

本事案の概要を申し上げます。公用車としてリース契約を締結している日産キャラバンと令和７年度に導入いたしました多目的トイレカー、トヨタハイエースの両車両の平時における機能が重複する状況となりました。このため、公用車の整理による経費削減を図る観点から、従来より保有する日産キャラバンについて、リース契約を契約期間の途中で解約することとし、リース元との間で発生する損害賠償額、いわゆる解約金の額を決定したものでございます。

具体的な専決処分の内容でございます。専決処分書の中段より少し下、項目１、日産キャラバンのリース契約の解約日は、令和８年４月30日でございます。項目２、契約の相手方であり、損害賠償額、いわゆる解約金を支払う相手方は、住所、神奈川県横浜市西区北幸１－11－５、氏名、三菱オートリース株式会社横浜支店、支店長　松林修でございます。次のページをお願いいたします。

リース契約を途中解約にすることに伴う損害賠償金、いわゆる解約金の額は、61万5,700円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　　担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

日程第16「報告第２号令和７年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長　それでは報告第２号令和７年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の５月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないと規定されているため、本定例会において報告をさせていただきます。

１枚おめくりいただき、令和７年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書について件数は６件でございます。

款総務費、項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍電算システム改修事業につきましては、翌年度繰越額184万8,000円で、財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。

戸籍附票への旧氏等記載機能のシステム改修に係るもので、令和７年度の補正予算として計上し、翌年度に繰り越したものでございます。

款商工費、項観光費、事業名、スポーツツーリズム推進拠点整備事業につきましては、翌年度繰越額4,239万8,000円で、財源内訳は右欄記載のとおりとなります。寄自然休養村管理センター改修工事等の一部が年度内に完了が見込めないことから、翌年度に繰り越したものでございます。

款土木費、項土木管理費、事業名、地籍調査事業につきましては、翌年度繰越額1,240万円で、財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。国土調査法に基づく地籍調査委託料で、翌年度に繰り越したものでございます。

款土木費、項都市計画費、事業名、新松田駅南口駅前広場整備事業につきま

しては、翌年度繰越額1,500万円で、財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。南口駅前広場昇降機設計委託料で、関係機関との調整に時間を要したため、年度内に完了が見込めないことから翌年度に繰り越したものでございます。

款教育費、項小学校費、事業名、松田小学校施設整備事業については、翌年度繰越額990万円で、財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。令和８年１月の強風による倒木により被害を受けました松田小学校の体育倉庫の修繕工事で、令和７年度の補正予算として計上し、令和８年度に繰り越したものでございます。

款教育費、項中学校費、事業名、松田中学校整備事業につきましては、翌年度繰越額１億8,000万円で財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。松田中学校屋内運動場のLED化及び屋根断熱工事で、国庫補助金の前倒しに伴いまして、令和７年度の補正予算として計上し、令和８年度に繰り越したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議　　長　担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

９　番　井　　上　３行目の地籍調査事業、これは投資的事業等ではないので、なぜ1,240万円が全額繰越になったのかの理由をお願いをしたいと思います。

まちづくり課長　お答え申し上げます。地籍調査事業に関しましては、今繰り越した予算以外、令和８年度におきましても、当初予算で、1,316万4,000円、これをお認めいただいております。ちょっと複雑なように感じるかもしれないのですけども、いわゆる国の補正予算のタイミングで、昨年度もこれは補正のほうを打たせていただいておりますけども、補助率がいわゆる当初予算のときと補正予算、国が編成されるタイミングで、補助の内示率が相当に違います。一つテクニック論になろうかと思いますけれども、この補正予算のタイミングで計上させていただいた部分、これを令和８年度に繰越をさせていただいて、執行していると。こういう少しテクニカルな部分がございますが、このような体制を取らせていただいているということでございます。

以上です。

９　番　井　　上　それではこの事業に対する国の方の補助の交付決定の時期が遅かったからというふうに理解しましたが、いつぐらいの時期になりますか。

まちづくり課長　お答え申し上げます。交付決定は、年が明けて、ちょっとすみません。正確な期日が分かっておらんのですが、２月程度だったというふうに思います。

議　　長　ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で報告を終わります。

日程第17「報告第３号令和７年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長　それでは報告第３号令和７年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第３項の規定により歳出予算の経費の金額のうち年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終えられなかったものについて、これを翌年度に繰り越したときは、翌年度の５月31日までに、繰越計算書を調製し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないとされているため、本定例会において報告をさせていただくものでございます。

１枚おめくりいただき、令和７年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書について件数は１件となります。

款教育費、項社会教育費、事業名、施設管理経費（生涯学習センター設備改修工事）については、支出負担行為額233万2,000円、そのうち、支出済額０円で、翌年度へ233万2,000円の全額を繰り越すものです。

財源内訳は右欄記載のとおりとなります。

既収入特定財源は、教育施設整備基金からの繰入金となります。

高圧受電として電柱からの引込みを伴う工事で電力供給事業者との調整に時

間を要し、かつ、施工を予定していた日程が雨天となったことで、施工ができず施工日程の再調整が必要となったことから、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議　　長　担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第18「報告第４号令和７年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長　それでは、報告第４号令和7年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、令和７年度予算の一部を令和８年度に、事故繰越するものについて、御報告させていただくものでございます。１枚おめくりください。繰越を必要といたしますのは２件でございます。

まず１件目につきましては、款水道事業費用、項営業費用、事業名、量水器交換委託についてでございます。予算計上額は895万4,000円でございますが、この全額である895万4,000円を翌年度へ繰越しするものでございます。財源につきましては、記載のとおりとなります。

繰越の理由といたしましては、交換対象となっていた一部の量水器において、設置場所の状況などから、交換が困難な箇所が多数存在し、その調査や作業に想定以上の時間を要したため、年度内の完了が困難となり、翌年度に業務を繰り越して実施するものでございます。なお、本業務につきましては、９月には完了する見込みとなっております。

次に、２件目は、資本的支出、建設改良費、事業名、河南沢配水池倉庫設置事業についてでございます。予算計上額は1,200万円でございますが、給水設備を別契約として発注、終了しておりまして、その当年度の支払義務発生額としては596万5,300円でございます。残る603万4,700円を翌年度へ繰り越すものでございます。財源の内訳につきましては記載のとおりとなります。

繰越の理由といたしましては、倉庫の設置場所におきまして、位置の細かな調整、周囲、周辺住民の方々との合意形成を図るに当たりまして、不測の日数を要したことから、年度内に工事を完了することができず、翌年度に繰り越して事業を継続するものでございます。なお、本事業につきましては、７月には完了する見込みとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

９　番　井　　上　　１点お伺いいたします。まず前段の量水器の交換委託、説明の中で理由としては理解できますが、これは全額を予算計上額そのまま全部繰り越すということなのだよね。それと７年度では、ほとんど事業が行われなかったのかというふうな理解になるかと思いますが、まず量水器の何基量水器の交換を予定をしていたのか。なぜ７年度では執行がゼロなのか、その２点お伺いします。

環境上下水道課長　　お答えいたします。メータ交換の上水道の総数といたしましては、予定されていたのが1,110個、その内の交換済みが715でございます。残りの数につきましては、いまだ交換をしていない状況でございます。これは５月31日時点での数でございます。契約自体が、令和７年度の契約になっておりますので、全て完了後の精算という形になりますので、令和８年度に全て繰り越すものでございます。

９　番　井　　上　　個数は1,110個で、うち715個は、もう７年度で交換をしたという理解でよろしいんですか。

環境上下水道課長　　はい715個につきましては、５月31日現在で交換済みの数でございます。

９　番　井　　上　　もう一回聞きますね。1,110個が要交換の量水器だと、メータですよねと理解したのですけども、この繰越計算書ですと、895万4,000円が、1,110個に対

する予算計上額じゃないかなと思うのですよ。

でも、翌年度繰越額が、895万4,000円ですよね。そうすると1,110個のメータの交換というのは、７年３月31日までには何もなされなかったという理解でよろしいのですか。

環境上下水道課長　今、その数字はこちらにはないのですが、３月31日現在でも、715まではいかないんですけれども、その以下のそうですね。500個ぐらいですかね。ちょっと数字は持ち合わせていませんが、その数は交換してございます。

９　番　井　　上　交換が済んでいれば、これは全額繰越じゃなくて、一部繰越になるかと思うんですけども、ちょっと理解が違っていますか。

環境上下水道課長　契約の内容上、全て完了して精算という形になりますので、一部だけ精算ということはできませんので、令和８年度完了した時点で全て精算という形になります。

議　　長　ほかにございませんか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で報告を終わります。

日程第19「報告第５号令和７年度松田町寄簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長　それでは報告第５号令和７年度松田町寄簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを御説明させていただきます。

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、令和７年度予算の一部を令和８年度に事故繰越するものについて御報告させていただくものでございます。１枚おめくりください。

繰越を必要といたしますのは２件でございます。

まず１件目は、款水道事業費用、項営業費用、事業名、量水器交換委託についてでございます。予算計上額は108万8,000円でございますが、この全額であ

る108万8,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。財源につきましては記載のとおりとなります。

繰越の理由といたしましては、交換対象となっていた一部の量水器において、設置場所の状況などから交換が困難な箇所が多数存在し、その調査や作業に想定以上の時間を要したため、年度内の完了が困難となり、翌年度に業務を繰り越して実施するものでございます。

なお、本業務につきましては、９月には完了する見込みとなっております。次に２件目については、款水道事業費用、項営業費用、事業名は、宮地田代水源引込柱復旧工事についてでございます。予算計上額は160万円に対し、翌年度繰越額は157万9,600円でございます。財源につきましては記載のとおりとなります。

繰越の理由ですが、１月に発生しました強風による倒木で、引込柱が被害を受けたものであり、令和７年度後半に発注した工事におきまして、引込線の調整等に時間を要することとなりました。これにより、適正な工期を確保するため、翌年度に繰り越して事業を継続するものでございます。なお、本事業につきましては、５月中には完了をしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第20「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。足柄東部清掃組合議会定例会報告を出席議員の武尾哲治君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で、足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会定例会報告を出席議員の古谷星工人君より、報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

（「なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会定例会報告を終わります。

足柄上衛生組合議会定例会報告を出席議員の田代実君より、報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で、足柄上衛生組合議会定例会報告を終わります。

全国町村議会議長会議長副議長研修会報告を出席議員の古谷星工人君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書を

もって報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

（「なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で全国町村議会議長会議長副議長研修会報告を終わります。

日程第21「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって、本定例会は閉会といたします。

４日間にわたり慎重なる御審議ありがとうございました。

（16時26分）